

ふるさと歴史散歩

〔第160回〕松崎八幡宮址

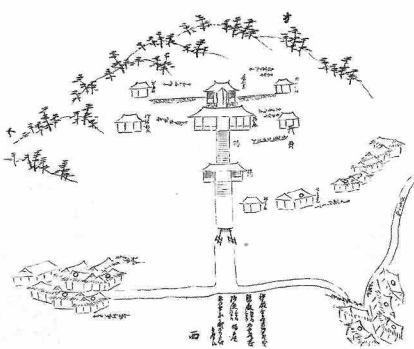
その二



幕府が認めたのであった。
松崎八幡宮の社領は、「田所文書」の中に記載されている。田所文書は広島県重要文化財に指定されている鎌倉時代の古文書である。第一巻の「安芸国国衙領進状」は、鎌倉時代初期～中期の安芸国内の田畠の状況を具体的に伝える文献史料で、国衙領の郡・郷・村・名の詳細が把握できる。

松崎八幡宮は、広島縣廳編『廣島縣史』（大正12年）には「松崎にあり、男山八幡の別宮たりしものなり」とある。また、江戸時代の文政八（1825）年に完成した『藝藩通志』には、「別宮と称せるは、宇佐八幡宮にわかつてるにや、建仁、文暦年間の文書に当社の名あれば、その頃既に社ありしこと知べし」とある。『藝藩通志』は、第八代藩主斉賢公が、頼杏坪に命じて藩内各地の地理・風俗・歴史・社寺・古跡・名勝を調査し記録したもので郷土史研究に欠かせない資料である。

建仁年間の文書とは、建仁四（1204）年「左衛門尉惟宗（宗孝親）議状」（原田家文書）で、『ひろがる田所文書の世界』（府中町歴史民俗資料館編）によれば、初期の安芸国守護の宗孝親が松崎八幡宮敷地内に一間四面の堂を建てていたが未完成であった。そこで政所（国衙の役人）の五郎太夫助清なる人物に譲り、完成させ供養してくれるよう依頼した内容である。そして造営に必要な材木や番匠（大工）の食料や完成後の祭事などの費用を守護の持分の田からの収益で賄うようにしている。そして助清は造営の報酬として俗別当職（堂運営事務を統括する僧侶でない人）の役職を子孫に伝える事（世襲化）を許されている。さらに供養の飲食物や灯明の油の費用も給付するといった文書である。また、文暦二（1235）年「関東下知状案」（厳島野坂文書）は守護の藤原親実に対して、守護の得分（収益）として国府近傍の地頭職や安芸国内に散在する田畠と松崎八幡宮の下職（管理権）が与えられている。この「関東下知状」は鎌倉幕府が出した公式の文書で、安芸国守護がその職務を遂行するために田畠や諸職を守護領および権利として確保することを



松崎八幡別宮古図

府中町文化財保護審議会会長

横田 禎昭

消費生活相談

「ウェブサイト閲覧中の偽の警告にだまされないで！」

相談内容



パソコンでインターネットを見ていたら、「ウイルスに感染している」との表示が出た。表示された番号に電話すると、日本語を話す外国人が出て、対策ソフトを勧められたので、クレジットカード番号や個人情報などを伝えて申し込み、電話で指示を受けながら遠隔操作でソフトをダウンロードした。その後、インターネットの情報で、詐欺だと気づいた。再電話して解約を申し出たが、日本語がなかなか通じず、適当にあしらわれた。解約し返金してほしい。

（20代 女性）

アドバイス



契約をした相手方に、電話とメールではっきりと解約を申し出るように助言しました。解約を了解したメールが届けば、それをもってクレジットカード会社主に主張できます。パソコンに取り込んだソフトは、自分でアンインストール

するか、購入した電器店等と有料でやつてもらおうと助言しました。後日、パソコンは初期化したことと、解約になったことを確認しました。

パソコン操作中に突然現れる警告表示は、本当の危険やエラー等を知らせるものとは限らず、消費者の不安をあおりソフトの購入手続きに誘導する「広告」の可能性があり、ます。音や画面表示が出て、とにかく慌てず、落ち着くことが大切です。信頼できる表示かどうか分からない場合は、クリックや表示された連絡先に電話をしないようにしましょう。警告音や画面を消す方法は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページが参考になります。



消費生活相談員による相談窓口

町民生活課（役場4階）
☎286-3128
月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時